

檀原市工場立地法準則条例（案）に対するパブリックコメントについて

1. 条例制定の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模の工場を設置する事業者に対し、敷地面積に対して一定基準を超える緑地及び環境施設を確保するよう義務付けています。

一方で国が定める基準（2-②規制内容）に代えて、地域の実情に沿って市独自の基準を適用できる準則条例の制定ができます。

このことから、市内の既存工場の建替えや新規参入の促進、地域産業の振興を図るため、国の定める範囲内において本市独自の緑地面積率等を定めるために、条例を制定したいと考えています。

※（例）工場立地法に係る環境施設（緑地）割合変更の効果（敷地の有効活用）

周辺環境への影響をできるだけ抑制しつつそれぞれの基準を緩和するものです。条例制定を進める上で、檀原市の考え方を市民のみなさまに周知するとともに、幅広い意見を聴取するため、パブリックコメントを次の内容で実施いたします。市民のみなさまのご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

2. 工場立地法の規制内容

一定の規模を満たす工場（以下「特定工場」という。）は、敷地内に国が定める基準の緑地と環境施設を整備する必要があります。条例案は、周辺環境に影響する部分の緑地を確保しつつ、周辺への影響が比較的小さい部分について面積率を緩和するものです。

①規制対象（特定工場）

業種：製造業、ガス・熱・電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 生産施設の建築面積 3,000 m²以上

②規制内容【現行】

		全国一律
	緑地面積率	20%以上
	環境施設面積率 (緑地を含む)	25%以上
重複緑地の算入率		敷地面積×緑地面積率× 25%以内



【改正案】

		市内全域（一律）
		10%以上
		15%以上
		敷地面積×緑地面積率× 50%以内

○用語の意味

- ・緑地面積率等とは、緑地面積率、環境施設面積率、重複緑地の算入率をいう。
- ・緑地とは、樹木や地被植物（芝生等の地表面を覆って地肌を隠す草本や低木の総称）が植えられている土地をいう。
- ・重複緑地とは、樹木または芝その他の地被植物が生育する部分と緑地以外の施設が重複する部分のことで、一定の割合まで緑地として算入することができる（駐車場の緑地、屋上の緑地、パイプ下の芝生、壁面の緑地等）。

※法施行（昭和 49 年 6 月 28 日）以前に設置された工場については、建替え等の際に緑化を段階的に進める一定の緩和措置が用意されています（法準則備考）。

3. 他の自治体の状況

県内自治体の、工場立地法準則に定める緑地率緩和にかかる条例制定状況は次のとおりです。

市区町村名	条例施行日（年月）
奈良市	2020 年 4 月
大和郡山市	2017 年 7 月
葛城市	2017 年 7 月
川西町	2018 年 3 月
広陵町	2020 年 4 月

- * 面積割合について自治体では、「いずれの工業用地についても緑地 10%、環境施設（緑地含む）15%」を採用しています。
- * いずれの自治体も、造成済み又は造成中の工業団地を有しています。
- * 全国の自治体 1,741 件のうち、543 件で準則条例が制定されています。

4. 意見募集期間及び閲覧場所、提出方法等

①意見募集期間

- ・ 令和 8 年 7 月 21 日（火）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで
（※持参は 8 月 20 日午後 5 時 15 分まで）
（郵便の場合は、令和 8 年 8 月 20 日までの消印有効）
（ファックス、メール、Web フォームは 8 月 20 日到着分まで）

②閲覧場所

1. 橿原市分庁舎（ミグランス）1 階 屋内交流スペース（北入口側）
2. リサイクル館かしはら 3 階 企業立地推進室 窓口

3. 市ホームページ

(注意) 1と2は、休業日は閲覧することができません。

③提出方法

電話や窓口（口頭）でのご意見は受け付けません。下記方法にて提出してください。
なお提出された書類等は返却いたしません。

- ・ 直接持参： 橿原市 リサイクル館かしはら 3階 企業立地推進室 窓口
(※土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
- ・ 郵 送： 〒634-0002 橿原市東竹田町1-1 リサイクル館かしはら 3階
橿原市 魅力創造部 企業立地推進室宛
- ・ ファックス： 0744-32-1078 企業立地推進室宛
- ・ メール： kigyoricchi@city.kashihara.nara.jp 企業立地推進室宛
- ・ Web フォーム： 下記二次元コード「パブリックコメント提出フォーム」より入力

④意見を提出できる方

- ・ 市内に在住、在勤、在学する方
- ・ 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市税の納税義務者
- ・ 条例の制定に関して利害関係を有する個人及び法人その他の団体

⑤その他

- ・ 意見記録の正確さを期するため、電話や口頭によるご意見は受け付けません。
- ・ ご意見の募集につきましては、市としての考え方を付して、市ホームページ上で公表します。
- ・ ご意見の募集は、具体的にご意見などを収集することを目的としておりますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものについては、橿原市の考え方を示さない場合があります。
- ・ 類似のご意見は、整理集約することがあります。
- ・ 個人的なご意見への回答はいたしません。
- ・ 提出されたご意見以外（住所・氏名など）は公表しません。
- ・ 提出された用紙に記載された個人情報、パブリックコメント手続き以外の目的に使用しません。



橿原市ホームページ



パブリックコメント提出フォーム

【問い合わせ先】 企業立地推進室
奈良県橿原市東竹田町 1-1（リサイクル館かしはら 3 階）
電話 0744-47-3545